

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	25 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月及び同年5月

私は、国民年金の加入手続を、夫婦二人一緒に市役所で行った。申立期間の国民年金保険料の納付について、納付時期及び納付金額は記憶に無いが、夫の保険料と一緒に集金人に納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、集金人に夫の保険料と一緒に納付したと主張しているところ、その夫の申立期間の保険料は納付済みとなっており、夫婦の納付行動は、納付日が確認できる申立期間直後の昭和59年6月から平成元年3月まで同日であることがオンライン記録から確認できることから、申立期間の保険料についても夫と一緒に納付していたと考えても不自然ではない。

また、申立人が居住していた地域では平成14年まで集金人制度が実施されていることが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間後に国民年金保険料の未納は無く、申立期間は2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年6月
② 昭和61年7月及び同年8月

私は、昭和63年2月に結婚したことにより、区役所で国民年金第3号被保険者の手続を行った。その際、窓口の職員から、過去の国民年金保険料の未納を指摘されたので、後日、区役所で5か月分の保険料として5万円から10万円を納付したと思うが、社会保険事務所（当時）にも行った記憶がある。区役所で保険料の未納について指摘されたことは記憶しているが、保険料の時効が2年であるという説明を受けた記憶は無い。納付後しばらくの間、領収書を所持していたが、破棄してしまい、現在は手元に残っていない。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和63年2月頃、区役所で国民年金第3号被保険者の手続を行った際、窓口の職員に国民年金保険料の未納について指摘されたことにより、後日、区役所で申立期間①及び②を含む未納期間の保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の納付記録から、同年3月又は同年4月頃に行われたと推認でき、その時点で申立期間②の保険料を過年度納付により納付することが可能である上、申立人は社会保険事務所に行った記憶もあると述べていることから、同事務所で当該期間の保険料を納付したとも考えられる。

また、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間に未納は無い上、国民

年金保険料を前納している期間もあることなどから、納付意識は高かったものと認められる上、申立期間②は2か月と短期間である。

- 2 一方、申立人は、昭和63年2月頃、区役所で国民年金第3号被保険者の手続きを行い、後日、区役所で国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続きは、前述のとおり同年3月又は同年4月頃に行われたと推認でき、その時点で申立期間①は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月及び同年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 6357

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月及び同年5月

私は、申立期間の国民年金保険料を、いつ、どこで、いくら納付したかは憶えていないが、集金人に納付していたときは、夫の保険料と一緒に納付していたと思う。集金人は、未納の月があれば、再度集金に訪れていたと思う。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、厚生年金保険の被保険者資格の喪失に伴う国民年金への切替手続も適切に行っているなど、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立期間は1回、かつ2か月と短期間であり、申立人は、当該期間の前後の期間の国民年金保険料を定期的に納付していることから、納付意識の高かった申立人が、途中の申立期間の保険料を、その前後の期間と同様に納付していたとしても、特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 6358

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年10月から57年3月まで

私は、両親に国民年金に加入するよう勧められたので、昭和55年頃、区役所で国民年金の加入手続きを行い、同時に付加年金の加入手続きを行った。

申立期間当時の国民年金保険料については、納付書又は口座振替により金融機関で納付していた。私は一度も保険料の未納通知をもらったことも無いのに申立期間の定額保険料を納付していながら付加保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続きと同時に付加年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付書又は口座振替により金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人のオンライン記録及び被保険者名簿によると、申立人が付加年金を納付する者でなくなった旨及び改めて付加年金の加入を申し出た旨の処理がなされていないことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料を、付加保険料とともに納付している上、国民年金加入期間に9回に及ぶ転居をしているにもかかわらず、定額保険料及び付加保険料を申立期間を除いて30年以上にわたって納付していることなどから、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間は6か月と短期間である。

さらに、申立人の被保険者名簿及びオンライン記録からは、国民年金加入期間において、納付済みとなっている期間の国民年金保険料は全て現年度納付されており、申立人が過年度納付したことを疑わせる記録は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から49年2月まで

私が、21歳の頃、町役場から国民年金の加入案内が届いたため、母親が、私の国民年金の加入手続を行った。

その後、母親が、私の国民年金保険料を納付していた。

私の国民年金手帳の昭和48年度の国民年金印紙検認記録欄には、申立期間について、国民年金保険料の納入済印が押してあるにもかかわらず、当該期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録、申立人が申立期間後に居住していた市の国民年金被保険者名簿及び申立人の国民年金手帳のいずれにおいても、申立人は、昭和49年3月1日に、強制加入被保険者として、最初の国民年金の被保険者資格を取得したとされており、当該日前である申立期間については、国民年金の未加入期間とされている。しかし、申立人は、戸籍謄本及び戸籍の附票によると、当該期間当時、結婚しておらず、国内に居住していたことが確認できることに加え、当該期間当時、無職であったとしており、オンライン記録上も、申立人が当該期間当時、被用者年金各法の被保険者であったとする形跡は見当たらないことから、当該期間が国民年金の未加入期間とされるべき特段の理由は見当たらない。

また、申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたとしており、その根拠として、申立人自身が所持する国民年金手帳の昭和48年度の国民年金印紙検認記録欄に、当該期間の保険料の納入済印が押されてい

ると述べている。確かに、申立人から提出があった同手帳の同年度の国民年金印紙検認記録欄には、「規則検認により 昭和 48 年 4 月より 昭和 49 年 3 月まで 納入済」と押印及び記入がなされていることが確認できる上、申立人が申立期間当時居住していた町によると、申立人の国民年金手帳に押されている印影は、同町で使用していたものと同一であるとしており、当該期間について保険料が納付されたと推認することができる。

さらに、上記手帳の申立期間直後である昭和 49 年度及び 50 年度の国民年金印紙検認記録欄には、48 年度と同欄と同様に、それぞれ「規則検認により 昭和 49 年 4 月より 昭和 50 年 3 月まで 納入済」及び「規則検認により 昭和 50 年 4 月より 昭和 51 年 3 月まで 納入済」と押印及び記入がなされており、当該期間については、オンライン記録上、国民年金保険料が納付済みとされていることから、申立期間についても、昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までと同様に、保険料が納付されていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年1月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を5年1月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から6年9月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から12年3月21日まで

私は、平成3年4月10日から12年3月20日までの期間において、A社で正社員として勤務し、B職を担当していた。

ねんきん定期便を見たところ、申立期間の標準報酬月額が当時の給与額（15万円程度）に見合う標準報酬月額となっていないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年1月1日から6年10月1日までの期間について、オンライン記録では、当初、申立人の標準報酬月額は、当該期間のうち5年1月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から6年3月までは14万2,000円と記録されていたところ、同年4月26日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほかに70名以上の被保険者についても、同様の標準報酬月額の減額訂正処理が行われている。

また、滞納処分票により、当該期間において、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものとは考え難く、社会保険事務所が標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成5年1月から6年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、5年1月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から6年9月までは14万2,000円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成6年10月1日）で、申立人の標準報酬月額は9万2,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成6年10月1日から12年3月21日までの期間について、申立人は、当該期間の給与明細書等を所持しておらず、事業主からも回答を得ることができないことから、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

また、当該期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持する給与明細書を当委員会で検証したところ、いずれも、当該期間における報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を超えるものの、源泉控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年1月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から11年3月21日まで

私は、平成4年4月1日から11年3月20日までの期間において、A社で正社員として勤務し、B職をしていた。

ねんきん定期便を見て、申立期間の標準報酬月額が引き下げられていることを初めて知った。当時の給与明細書等はないが、15万円ぐらいの給与が支給されていた。その後も毎年昇給しており、退職時には26万円ほどになっていたのが明らかにおかしい。調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年1月1日から6年10月1日までの期間について、オンライン記録では、当初、申立人の標準報酬月額は、当該期間のうち、5年1月から6年3月までは14万2,000円と記録されていたところ、同年4月26日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほかに70名以上の被保険者についても、同様の標準報酬月額の減額訂正処理が行われている。

また、滞納処分票により、当該期間において、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるが、社会保険事務所が標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成5年1月から6年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た14万2,000円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時改定（平成6年10月1日）で、申立人の標準報酬月額は8万6,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成6年10月1日から11年1月1日までの期間について、申立人は、当該期間の給与明細書等を所持しておらず、事業主からも回答を得ることができないことから、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

一方、申立期間のうち、平成11年1月1日から同年3月21日までの期間については、申立人が所持する同年分の源泉徴収票の社会保険料の金額欄に記載された金額は、申立人の当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額から算出した健康保険料額及び厚生年金保険料額に雇用保険料額を加算した金額とおおむね一致することが確認できる。

また、当該期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持する給与明細書を当委員会で検証したところ、いずれも、当該期間における報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を超えるものの、源泉控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間のうち、平成6年10月1日から11年3月21日までの期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の記録では、A社に係る申立期間の標準報酬月額は 22 万円となっているが、給与明細書の厚生年金保険料控除額は 24 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料控除額となっているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額（24 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、オンライン記録における申立期間の標準報酬月額とB厚生年金基金における申立期間の標準給与月額が一致しており、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同額と記録したとは考え難いことから、事業主は、上記給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成 21 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、申立人の標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 38 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の 20 万円とされているが、申立人は、標準報酬月額の決定の基礎となる 20 年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 38 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、当該期間における標準報酬月額に係る記録を 38 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで
私は、ねんきん定期便の通知により、A 社において B 職として従事していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額とかい離していることが分かった。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 17 年 9 月 1 日から 21 年 3 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間

であるから、厚生年金特例法を、同年3月1日から同年4月1日までの期間については、本件申立日において、保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているところ、申立期間のうち、平成17年9月1日から21年3月1日までの期間について、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間について、申立人から提出された給与明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であるものの、事業主により給与から控除された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致することから、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間のうち、平成21年3月1日から同年4月1日までの期間について、給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年8月1日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から12年4月1日まで

私は、昭和53年1月5日から平成12年3月31日までA社に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が実際より低く記録されている。

当時、私は、関連企業に出向中であり、A社の経営が思わしくないことはうわさで知っていたが、会社から、このような厚生年金保険の遡及訂正について一度も説明を受けたことは無い。毎月の給与は支給されており、当時の給与明細書を持っているので、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年8月1日から10年10月1日までの期間について、オンライン記録では、当初、申立人の標準報酬月額は、当該期間のうち、9年8月から10年1月までは38万円と記録されていたところ、同年2月23日付けで、遡って20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社における申立人の同僚24名についても申立人と同様に当該期間の標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社の元事業主は、「当時は経営が悪化し、厚生年金保険料を滞納していたので、社会保険事務所の職員から、標準報酬月額の算定を基本給の部分で算出してよいから延滞を無くしてほしいと言われ、やむを得ず同意した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、平成10年2月23日付けで行われた遡及

訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由も無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。

このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の平成9年8月から10年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、当該訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で、申立人の標準報酬月額は20万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成10年10月1日から12年4月1日までの期間について、申立人と同様に標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた元同僚が所持する当該期間内の10か月分の給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と同額であることが確認できる。

また、オンライン記録では、当該期間の申立人の標準報酬月額について、遡及訂正等不自然な処理が行われた形跡は無い上、A社は給与額や厚生年金保険料の控除が分かる資料等を保管していないことから、申立人に係る当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

申立人は当該期間の給与明細書等を所持しておらず、このほか、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成10年10月1日から12年4月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成12年11月及び同年12月、13年2月から同年4月まで、同年7月及び同年9月は16万円、同年10月は15万円、同年11月及び同年12月は16万円、14年2月は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年8月21日から9年2月11日まで
② 平成9年3月5日から18年2月11日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、入社時に事業主が提示した給与額と異なっている。給与明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持するA社の給与明細書から確認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立期間のうち、平成12年11月及び同年12月、13年2月から同年4月まで、同年7月及び同年9月は16万円、同年10月は15万円、同年11月及び同年

12月は16万円、14年2月は15万円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い報酬月額を届け出たとしていることから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び申立期間②のうち平成9年3月から12年10月まで、13年1月、同年5月及び同年6月、同年8月、14年1月、同年3月から18年1月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の記録が、申立人の所持する給与明細書から確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致又は上回っていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和22年8月7日から同年11月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を同年8月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

申立期間のうち、昭和24年1月1日から同年2月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年8月7日から同年11月1日まで
② 昭和24年1月1日から同年2月1日まで

夫は、A社に昭和18年9月14日に入社し、58年12月14日に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。在職証明書があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する在職証明書、B社が保管する申立人に係る職員カード及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和22年8月7日に同社本社から同社C支店に異動、24年1月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 22 年 8 月から同年 10 月までは、申立人の A 社 C 支店における同年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から 600 円、24 年 1 月は、申立人の同社 D 支店における同年 2 月の社会保険事務所の記録から 7,500 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保管する支社別台帳から納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる資料が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和40年2月1日、資格喪失日は同年8月1日、B社における資格取得日は同年8月1日、資格喪失日は同年10月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年2月1日から同年8月1日まで
② 昭和40年8月1日から同年10月1日まで

私は、A社に昭和40年2月1日から同年7月31日まで勤務し、同社が合併され新会社が発足したことに伴い、B社に同年8月1日から同年9月30日まで勤務していたが、両社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査して、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、同僚の証言及び申立人の記憶から、申立人がA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の旧姓及び生年月日が一致するものの、名前が異なる女性（以下「名前の異なる女性」という。）の記録が確認できる。

一方、申立期間①及び②に、A社及びB社において厚生年金保険被保険者記録がある者29名を抽出し調査した結果、22名から回答があり、このうち2名から、申立人の旧姓と同姓の女性が両社に在籍していた旨の証言が得られた。

なお、このうち1名は、「『名前の異なる女性』を知っている。申立人と旧姓は同じで名前は異なるが、C県出身で、A社ではD職を行い、同社の合併後のB社と一緒に異動したが、同社では『名前の異なる女性』はD

部門に配属された。」と証言しており、申立人から聴取した自身の経歴内容等とほぼ一致している上、申立期間当時に近い昭和 41 年 3 月頃に撮影した申立人の写真を送付し、人物の特定を依頼したところ、「写真の女性は『名前の異なる女性』だと思われる。」との証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、「名前の異なる女性」に係る被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が A 社において昭和 40 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 8 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を、B 社において同年 8 月 1 日に同資格を取得し、同年 10 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を行ったと認められる。

なお、申立期間①及び②に係る標準報酬月額は、A 社及び B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年12月1日から21年6月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、19年12月から20年9月までは41万円、同年10月から21年5月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成21年6月1日から同年9月1日までの期間及び22年3月1日から同年4月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円、21年4月から同年6月までは標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を21年6月から同年8月までは41万円、22年3月は44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月1日から21年9月1日まで
② 平成22年3月1日から同年4月1日まで

ねんきん定期便の記録を確認したところ、A社における申立期間の保険料控除額が相違している。申立期間における給与明細書を提出するので、保険料控除額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、そ

の他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録の訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成 19 年 12 月 1 日から 21 年 6 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間①のうち、同年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び申立期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①のうち、平成 19 年 12 月 1 日から 21 年 6 月 1 日までの期間について、申立人の所持する 19 年 12 月から 21 年 4 月までに係る給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、19 年 12 月から 20 年 9 月までは 41 万円、同年 10 月から 21 年 4 月までは 44 万円とすることが妥当である。

また、申立人は、平成 21 年 5 月に係る給与明細書を所持していないものの、その前後の月に係る給与明細書から、申立人は、当該期間においても、標準報酬月額 44 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主に連絡を取ることはできないものの、給与明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①のうち、平成 21 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人は当該期間においても A 社に継続して勤務し、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる 20 年 4 月から同年 6 月までにおいて申立人は標準報酬月額 41 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における当該期間に係る標準報酬月額を 41 万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、上記の雇用保険の加入記録から、申立人は当該期間においても A 社に継続して勤務し、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成 21 年 4 月から同年 6 月までにおいて申立人は標準報酬月額

44 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における当該期間に係る標準報酬月額を 44 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和24年8月24日）及び資格取得日（同年12月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月24日から同年12月1日まで

私は、昭和23年10月14日にA社に入社し、27年2月4日までB職として勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。継続して勤務していたのに申立期間の被保険者記録が無いのは納得できないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は、同社において昭和23年10月14日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、24年8月24日に同資格を喪失し、同年12月1日に同資格を再度取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかしながら、複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者臺帳（旧台帳）によると、申立人は、A社において昭和23年10月14日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、27年3月22日に同資格を喪失しており、申立期間においても被保険者記録が継続している。

さらに、上記被保険者名簿から、申立期間を含む時期において、申立人と同様に、資格を喪失後、再度資格を取得している者が4名確認できるが、オンライン記録によると、このうち1名は、当該被保険者資格の喪失及び

取得の記録は無く、被保険者記録が継続している。

加えて、昭和 23 年 10 月 14 日から 24 年 12 月 1 日までの期間に、A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した 211 名について、オンライン記録と被保険者名簿の記録を比較したところ、資格取得日又は資格喪失日の記録に違いがある者が 39 名いることが確認でき、社会保険事務所（当時）において、同社に係る被保険者記録が適切に管理されていたとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人の A 社における被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和 24 年 8 月 24 日）及び資格取得日（同年 12 月 1 日）に係る記録を取り消すことが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 24 年 7 月の社会保険事務所の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年12月25日、19年7月25日及び同年12月25日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を18年12月25日は54万4,000円、19年7月25日は44万円、同年12月25日は56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月1日から18年8月1日まで
② 平成18年12月25日
③ 平成19年7月25日
④ 平成19年12月25日

A社の元同僚から厚生年金保険の記録が間違っている可能性があるという連絡をもらったので調べたところ、申立期間①において、標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されている。また、申立期間②から④までに支給された賞与において、賞与明細書では厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。調査の上、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②から④までについて、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（平成18年12月25日は54万4,000円、19年7月25日は44万円、同年12月25日は56万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、当該期間における標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書に記載された報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、当該給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和43年2月28日から同年3月28日までの期間について、事業主は、申立人が同年2月28日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月下旬頃から同年3月28日まで
② 昭和43年2月下旬頃から45年1月11日まで
A社（現在は、B社）に入社したのは昭和43年2月下旬だったと思うので、調査して、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

また、A社で勤務していた申立期間②の給与額は13万円から15万円であったので、標準報酬月額の記録を上限に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人が昭和43年2月28日からA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の資格取得日は、昭和43年3月28日と記載されている。

しかしながら、当該被保険者名簿において、申立人の次に記載されている者の資格取得日は、申立人の資格取得日より前の日付となっているところ、申立人の記載されているページ及びその前後5ページにおいては、申立人を除き、資格取得日順に記載されていることが確認できる。

また、B社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日は、昭和43年2月28日と記載されており、

申立人のA社における雇用保険被保険者の資格取得日と一致している。

さらに、申立人と同時期にA社に入社した同僚は、厚生年金保険被保険者と雇用保険被保険者の資格取得日の記録が一致していることが確認でき、複数の同僚も勤務期間と厚生年金保険被保険者期間は一致していると供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和43年2月28日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者名簿における記録から3万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人は、A社に勤務していた期間について、受け取っていた給与額は当時の標準報酬月額の上限を超えていたのに、オンライン記録の標準報酬月額が低額になっているので記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、B社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致している。

また、申立人が、申立人と同じ業務内容であったとする同僚に照会したが、報酬月額及び保険料控除についての証言は得られなかった。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額の記録が遡って訂正処理された形跡は見当たらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和54年6月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年6月25日から同年7月1日まで
私は、昭和49年4月1日から現在に至るまでA社に勤務しているが、54年6月25日に同社B支店から同社C支店へ転勤した際の、オンライン記録における同社C支店の資格取得日が同年7月1日となっている。A社には1日も間を空けず継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成した申立人に係る在職証明書、事業主照会についての回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和54年6月25日に、同社B支店から同社C支店へ異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和54年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年4月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年3月は60円、同年4月から22年5月までは480円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から24年3月までは8,100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月31日から24年4月30日まで
厚生年金保険の記録によると、私の父がA社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いが、父が書いた履歴書によると、申立期間は同社に勤務していたことになっている。

また、A社に勤務した当初から同社の社宅に住んでおり、申立期間当時も当該社宅に住んでいたことから、申立期間において同社に勤務していたことは確かであると思われる。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録により、申立人が申立期間において同社B支店に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和21年3月31日となっており、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の資格喪失日は同日と記載されている。

しかしながら、上記の被保険者名簿（以下「書換え前の被保険者名簿」

という。)は、書換えが行われており、書換え後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、申立人の資格喪失日は昭和24年4月30日と記載されている。

また、書換え前の被保険者名簿に記載されている申立人の資格喪失日は、A社B支店の健康保険が組合管掌となった日の前日になっている上、同日に資格喪失している複数の者は、オンライン記録において被保険者記録が継続していることが確認できることから、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日を昭和21年3月31日と届け出たとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年4月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の書換え後の被保険者名簿の記録から、昭和21年3月は60円、同年4月から22年5月までは480円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から24年3月までは8,100円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年8月15日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月26日から同年8月15日まで

私は、昭和42年2月にA社へ入社し、51年10月末日頃まで継続して勤務していた。第三者委員会から同僚照会があり、同社での同僚の記録の訂正が認められたと聞いた。私も勤務していたことは間違いないので、同僚の記録の訂正が認められた期間のみを申立てするので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった（以下「全喪」という。）昭和49年6月26日より後の同年6月30日に資格喪失している者が一人確認できるとともに、標準報酬月額に係る同年8月の随時改定又は同年10月の定時決定が記録された後に取り消されている者が申立人を含め22人確認できることから、算定処理済年月日は同年8月15日と記録されていることから、同社が全喪した旨の処理は遡って行われたことがうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿の取消処理前の記録から、A社は、常時5人以上の従業員が在籍していたことが認められ、申立期間において、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理

的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、上記算定処理済年月日の記録から、昭和49年8月15日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和23年2月26日から同年9月21日までの期間について、A社の事業主は、申立人が同年2月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年2月から同年7月までは600円、同年8月は1,500円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和24年10月20日から26年6月30日までの期間について、B社C作業所の事業主は、申立人が24年10月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26年6月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和31年4月4日から同年7月1日までの期間について、D渉外労務管理事務所の事業主は、申立人が同年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年2月26日から同年9月21日まで
② 昭和24年10月20日から26年6月30日まで
③ 昭和28年11月5日から30年3月16日まで

④ 昭和31年4月4日から同年7月1日まで

私は、中学校在学中の申立期間①はA社に、中学校を卒業した後の申立期間②はB社C作業所に勤務していたが、その間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、E施設内のF部署に勤務していた期間のうち、申立期間③及び④に被保険者記録が無いので、申立期間①から④までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の記憶から、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたこと、及び申立人が提出した履歴書から、申立人が申立期間②においてB社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と氏名が1文字違いであるが読み方が同一かつ生年月日が1年違いで、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和23年2月26日、資格喪失日は同年9月21日）が確認でき、B社C作業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人と同姓同名かつ生年月日が1年違いで、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和24年10月20日、資格喪失日は26年6月30日）が確認できる。

さらに、上記の二つの被保険者記録は、同一の健康保険厚生年金保険被保険者記号番号となっているところ、B社及び同社C作業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人と同姓の者は見当たらないことから、当該二つの被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和23年2月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月21日に同資格を喪失した旨の届出を、B社C作業所の事業主は、申立人が24年10月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年6月30日に同資格を喪失した旨の届出を、それぞれ社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、昭和23年2月から同年7月までは600円、同年8月は1,500円、24年10月から26年5月までは2,000円とすることが妥当である。

申立期間④について、G防衛事務所から提出されたH関係常傭使用人登録票から、申立人が当該期間にE施設に勤務していたことが確認できる。

また、E施設を管轄するD渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日欄には日付の記載が無く、オ

ンライン記録における資格喪失日は備考欄に記載された日付である上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳にも、D 渉外労務管理事務所における資格喪失日の記載が無い。

さらに、申立人が一緒に人員整理のため解雇となったと述べている同僚は、オンライン記録及び当該被保険者名簿から、昭和 31 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失したことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、D 渉外労務管理事務所の事業主は、申立人が昭和 31 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の D 渉外労務管理事務所における昭和 31 年 3 月の社会保険事務所の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間③について、G 防衛事務所から提出された H 関係常備使用人登録票から、申立人が昭和 28 年 11 月 5 日から継続して E 施設の F 部署に勤務していたことが確認できる。

しかし、駐留軍従業員については昭和 24 年 4 月 1 日から社会保険が適用されていたものの、「H 要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和 26 年 7 月 3 日付け保発第 51 号厚生省保険局長通知）に基づき、ハウス、ホテル等の家事使用人及びクラブ、宿舍施設、食堂、映画事業等に使用される者は、当該期間においては、厚生年金保険の強制被保険者とならないこととされていた。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、昭和 29 年頃には E 施設内で F 部署に勤務していたと述べているが、当該同僚の被保険者資格取得日は申立人と同日の 30 年 3 月 16 日であり、当該期間に厚生年金保険の被保険者であった形跡は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から53年3月まで

私は、国民年金の加入手続をいつ、どこで行ったか定かではないが、国民年金に加入していない者は、「社会的不適応」と呼ばれ、母親からも、「将来のために国民年金に加入した方が良い。」と勧められたので、区役所で国民年金の加入手続を行ったが、窓口の職員から、「20歳まで遡ってまとめて全額の保険料を納付しなければ加入できない。」と言われたことを記憶している。

だが、自分の資力では納付するには金額が不足していたので、母親に相談したところ、半分以上の金額を負担してもらい、区役所の窓口で10数万円の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した。その証拠に、私の所持する年金手帳にも、国民年金の資格取得日が昭和47年*月*日と記載されている。確かに保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をいつ、どこで行ったか定かではないが、区役所の窓口で、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和54年7月と推認され、その時点では第3回特例納付が実施されていたものの、区役所で過年度保険料及び特例納付保険料を納付することができないとともに、申立人が述べる保険料額は、実際に申立期間の保険料を納付した場合の金額と大きく相違しており、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、所持する年金手帳に、国民年金の資格取得日が昭和47年*月*日と記載されていることから、この時期から国民年金保険料の納付を行っていたと述べているが、国民年金の被保険者資格取得日は、保険料納付の有無にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡及することから、保険料納付の開始時期を特定するものではない。

さらに、申立人の国民年金被保険者名簿から、申立期間直後の国民年金保険料は過年度納付となっている形跡は残っているが、特例納付を行った形跡は全く見当たらない上、特例納付を行ったのであれば、保存されているはずの特殊台帳も無く、口頭意見陳述においても、申立人が申立期間の保険料を納付していたとの心証を得ることができなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年3月まで

私は、平成2年*月に20歳の誕生日を迎えたが、当時は学生だったため、私の母親が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれたはずであり、同年4月に就職するまで国民年金に加入していたと思う。申立期間の国民年金保険料については、私の母親が納付していたはずである。当時、母親から説明されたのを憶えているし、年金手帳にもその記録が残っている。

私の妹は20歳のときに母親に国民年金の加入手続きを行ってもらい、国民年金保険料も納付してもらっているにもかかわらず、私の申立期間の保険料は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続き及び当該期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、当該期間の保険料を納付していたとするその母親は、申立人の加入手続き、保険料の納付時期、納付場所、納付金額等について記憶していないとしているなど、当該期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、20歳を迎えた平成2年*月頃にA市で、その母親が申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたはずであると述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号はB市C区に払い出されていることに加え、申立人の国民年金の加入手続き時期は、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から6年6月頃と推認され、申立人が主張する国民年金の加入手続きの時期及び場所とは一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続きが行われたと推認される平成6年6月頃の時点において、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付するこ

とができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、年金手帳に記載された国民年金の「初めて被保険者となった日」の欄に、平成2年*月の日付が書かれているために、同年同月頃に、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずであるとしているが、国民年金の被保険者資格取得日は、加入手続の時期及び保険料の納付の有無にかかわらず強制加入期間の初日まで遡ることから、加入手続時期及び保険料の納付の始期を特定するものではない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年8月から44年6月まで

私は、20歳になる前から、「年金には加入しておく方が良い。」と母親から聞かされていたので、私が20歳になったときに、母親は私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。申立期間の国民年金保険料については、国民年金に加入後、母親が市役所で納付してくれていたはずで、私も時々母親に代わり、納付したことがあった。私が保険料を納付するときは、母親が年金手帳と現金を茶封筒に入れて用意してくれたので、その茶封筒を市役所に持参し、窓口で茶封筒から年金手帳と現金を出して納付した。保険料を納付した際、年金手帳に丸い判子を押してもらったことを記憶している。

申立期間が国民年金に未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になる前から、「年金には加入しておく方が良い。」と、その母親から聞かされていたことから、申立人が20歳になったときに、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと思うと述べているが、申立人は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、加入手続を行ったとされるその母親は既に他界しており、証言を得ることができないことから、申立期間の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金第3号被保険者の該当届出の処理日から、昭和62年5月と推認され、加入手続時期についての申立内容と一致しない。

さらに、推認される申立人の国民年金の加入手続時点において、申立期間

の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人は、申立人自身が申立期間の国民年金保険料を納付した際の状況について、「保険料を納付し、年金手帳に丸い判子を押してもらった。」と述べているが、当時、保険料を納付する際使用されていた国民年金印紙については言及しておらず、その主張は必ずしも当該期間当時の保険料の収納方法と合致しているとの心証は得られないことに加え、納付したとする保険料額についても憶^{おぼ}えておらず、当該期間の保険料の納付状況は不明であること、及び当該期間に申立人が国民年金に未加入であったと考えられることを踏まえると、申立人の主張のみをもって、当該期間の保険料が納付されていたと考えることは難しい。

その上、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から同年8月までの期間、同年12月から61年3月までの期間、平成元年3月から同年4月までの期間、2年6月から同年7月までの期間、3年1月から同年6月までの期間、4年5月から5年2月までの期間、同年9月から7年3月までの期間、10年4月から11年1月までの期間及び12年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年3月から同年8月まで
② 昭和60年12月から61年3月まで
③ 平成元年3月から同年4月まで
④ 平成2年6月から同年7月まで
⑤ 平成3年1月から同年6月まで
⑥ 平成4年5月から5年2月まで
⑦ 平成5年9月から7年3月まで
⑧ 平成10年4月から11年1月まで
⑨ 平成12年4月

私は、昭和60年3月に会社を退職した後すぐに、区役所で国民年金の加入手続を行い、区役所の窓口で申立期間①の国民年金保険料を納付していた。

また、私は、昭和60年9月から同年12月まで海外留学していたので、母親に、当該期間の国民年金保険料の納付を依頼していたところ、母親が、区役所に行った際に、区役所の職員から、海外への転出手続を行えば、保険料を納付しなくてもよいと言われたため、当該期間の保険料は納付しなかったと聞いているが、帰国後は、私が、区役所で転入手続を行い、申立期間②の保険料を区役所で納付した。

その後、私は、何度か転職しているが、会社を退職するたびに、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、区役所の窓口又は郵便

局で国民年金保険料を納付していた。

申立期間①から⑨までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑥までについては、申立人は、昭和60年3月に会社を退職した後すぐに、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の該当届出の処理日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、平成5年9月から同年10月頃までの間であると推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人の手帳記号番号は、同年同月に払い出されており、当該期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間③から⑥までに係る国民年金の被保険者資格取得の記録及び被保険者資格喪失の記録は、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる平成5年10月に追加されていることが、申立人のオンライン記録により確認できることから、それまでは、当該期間は国民年金の未加入期間であったと推認され、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

さらに、申立期間⑦から⑨までについては、申立人は、国民年金保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が定かではないことから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である上、申立期間⑧及び⑨は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から3年3月まで

私は、20歳になる直前に母親と国民年金について会話し、母親は、「(学生は)任意だけど加入しよう。」と言ったことを記憶している。

国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付について、母親がどのように行っていたかは不明であるが、母親と年金について前述の話をしたことは間違いないので、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は既に他界していることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、申立人の年金手帳等から平成3年4月1日であることが確認でき、その取得日が訂正された形跡が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された数十人の被保険者の全てが、申立人と同一の年月日が被保険者資格取得日であることから、申立人の国民年金の加入時点において、申立期間は国民年金の任意の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一の住所地に居住して

おり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から3年2月まで

私が20歳になった平成元年*月頃に、母親が、区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間当時、私は、アルバイトの収入があったので、その中から母親に現金を渡し、郵便局又は銀行の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付してもらっていた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成元年*月頃に、その母親が、区役所で申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたこと、及び申立期間当時、申立人は、アルバイトの収入があったので、その中からその母親に現金を渡し、郵便局又は銀行の窓口で国民年金保険料を納付してもらっていたことを主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、6年4月から同年6月頃までの間に行われたものと推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年6月に払い出されていることが確認でき、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、その母親が、元年*月頃に、申立人の国民年金の加入手続を行っていたとは考え難い上、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、6年5月であることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6366 (事案 4497 及び 5398 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から48年3月まで

私は、これまでに2回、第三者委員会に国民年金の申立てを行った。

最初に、昭和41年12月から48年3月までの国民年金保険料及び41年12月から61年3月までの付加保険料の納付について申立てを行ったが、保険料を納付していたものと認められないとの回答であった。

2回目に、昭和41年12月から48年3月までの国民年金保険料及び45年10月から61年3月までの付加保険料について再度申立てを行ったが、やはり、保険料を納付していたものと認められないとの回答であった。

私は、会社を退職した後の昭和41年12月頃に、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、切替手続き後の国民年金保険料については、区役所で毎月現金で納付し、年金手帳に領収印が押されていた。その後しばらくしてからは、納付書により金融機関で納付するようになった。同年同月から48年3月までの保険料について、前回、前々回と申立てを行ったが、申立期間の記録の訂正が認められなかったことに納得できないため、3回目の申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、会社を退職した後の昭和41年12月頃に、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、その際に付加年金にも加入し、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付書により金融機関で納付していたと主張していたが、申立人が当時居住していた区では、45年7月から納付書による納付制度が導入されており、申立内容と一致しない上、申立期間は232か月に及び、これだけの期間の事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難いことなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたも

のと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 10 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、付加年金の加入時期についての主張を変更し、再申立てを行った結果、当委員会の決定に基づき平成 23 年 3 月 30 日付けで今回の申立期間を除いた期間に対して年金記録の訂正に関するあっせんについての通知が行われているが、今回の申立期間については、国民年金保険料の納付に関して新たな資料や情報は無く、再申立内容は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとされている。

今回の申立てにおいて、申立人は、会社を退職した後の昭和 41 年 12 月頃に、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、切替手続き後の国民年金保険料については、区役所で毎月現金で納付し、その後しばらくしてからは納付書により金融機関で納付するようになったと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、当委員会において、申立人の年金記録及び前回、前々回の申立内容に関して、再度調査を行ったものの、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から53年2月までの期間及び同年10月から54年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月から53年2月まで
② 昭和53年10月から54年4月まで

私が20歳になった昭和50年*月頃に、母親が、A区役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたはずである。

私は、会社を退職してすぐの昭和53年10月に、A区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、同年11月には、結婚したため、B区役所で国民年金の氏名変更手続及び住所変更手続を行った。申立期間②の国民年金保険料については、私が、送付されてきた納付書により、金融機関で2か月ごとに納付していた。

申立期間①及び②が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、i) 20歳になった昭和50年*月頃に、その母親が、A区役所で申立人の国民年金の加入手続を行ってくれた、ii) 会社を退職してすぐの53年10月に、申立人が、A区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った、iii) 同年11月には、結婚したため、申立人が、B区役所で国民年金の氏名変更手続及び住所変更手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、54年4月に、B区で払い出されており、申立期間①及び②当時に、A区又はB区において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、当該期間当時に、申立人の国民年金の加入手続、厚生年金保険から国民年金への切替手続、国民年金の氏名変更手続及び住所変更手続が行われていたとは考え難い。

また、申立人は、i) その母親が、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたはずである、ii) 申立期間②の保険料については、申立人が、送付されてきた納付書により、金融機関で2か月ごとに納付していたと主張しているが、上記のとおり、申立期間①及び②当時に、申立人の国民年金の加入手続等が行われていたとは考え難い上、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和54年5月であることが、申立人のオンライン記録により確認できることから、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間①の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は既に亡くなっていることから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から53年3月まで

私は、時期は定かではないが、父親が、区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。国民年金保険料については、私が、区役所で毎月納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は定かではないが、その父親が、区役所で申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと思うと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父親は、既に亡くなっていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和54年1月頃であると推認できること、ii) 申立人の手帳記号番号は、53年11月頃に払い出されていることが確認でき、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立期間当時に、申立人の国民年金の加入手続が行われていたとは考え難い。

さらに、申立人は、区役所で国民年金保険料を毎月納付していたはずであると主張しているが、申立人は、保険料の納付方法及び納付金額について、具体的に憶^{おぼ}えていない上、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和54年1月頃の時点では、申立期間の一部は、保険料を遡^{おぼ}って納付するしかないが、申立人は、保険料を遡^{おぼ}って納付したことはない^{おぼ}と述べている

ことから、申立期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から46年9月までの期間及び53年4月から55年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年2月から46年9月まで
② 昭和53年4月から55年5月まで

私は、結婚後の昭和43年2月に夫に勧められ、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。最初の国民年金保険料は、その窓口で納付し、その後の保険料は、郵送されてきた納付書により郵便局で納付したと思うが、集金人に納付した記憶もある。このように、私は、同年同月から61年4月に国民年金の第3号被保険者になるまで、継続して保険料を納付していた。

私が勤務していた会社が厚生年金保険に加入していることを知らずに重複して納付していた期間もあり、この期間については国民年金保険料を還付してほしい。

申立期間①及び②が国民年金に未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和43年2月にその夫に勧められ、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人についての記載がある国民年金受付処理簿、特殊台帳等によると、申立人は、46年10月30日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の任意加入に係る手続時期は同年同月と推認されることから、申立内容と一致しない。

また、申立期間①当時、申立人は、共済組合の組合員の妻であったことに加え、申立人に付与されている国民年金手帳記号番号では、当該期間当

時、国民年金に加入していた形跡は無いことから、申立期間①は任意の未加入期間であり、申立人の国民年金の加入手続時期である昭和 46 年 10 月時点では、当該期間の国民年金保険料を遡って納付することができない上、特殊台帳の納付記録欄には、当該期間につき、「納付不要」の印又は納付不要を示すと考えられる斜線が記されている。

2 申立期間②について、申立人は、当該期間を含めて、昭和 43 年 2 月から 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者になるまでの間、継続して国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が当該期間当時居住していた区の国民年金被保険者名簿、特殊台帳等から、53 年 4 月に国民年金の被保険者資格を喪失し、55 年 6 月に再度、同被保険者資格を取得していることが確認でき、上記の資料等に不自然な点は見当たらないことから、当該期間当時、国民年金に加入していたとは考えにくく、申立期間②の保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立期間②当時、申立人は、厚生年金保険の被保険者の妻であったことに加え、申立人に付与されている国民年金手帳記号番号では、当該期間当時、国民年金に加入していた形跡は無いことから、申立期間②は任意の未加入期間であり、再度国民年金の加入手続を行ったと考えられる昭和 55 年 6 月時点では、当該期間の国民年金保険料を遡って納付することができない上、特殊台帳の納付記録欄には、当該期間のうち昭和 53 年度及び 54 年度に、納付不要を示すと考えられる斜線が引かれている。

3 上述のとおり、申立期間①及び②は、国民年金の任意の未加入期間であり、当該期間当時はもとより、その後も遡って国民年金保険料を納付することができないため、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、その形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立当初、会社退職後に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していたとし、申立期間は当初、合計 27 か月であったものを、その後の聴取において、昭和 43 年 2 月に国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険に加入していた期間も含め、継続して国民年金保険料を納付していたと申立内容を変更し、それに伴い、申立期間の合計も 70 か月と大幅に増加させたものの、同年同月から継続して納付していたと述べるにとどまり、具体的な納付状況がうかがえない。

4 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6370

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 61 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 61 年 5 月まで

私の前妻は、昭和 55 年 10 月に結婚後、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていたはずである。その後、63 年 12 月に、私が会社を退職したときも、前妻が私の国民年金の加入手続を再度行い、離婚するまで、夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。私は、前妻が、「毎月きちんと保険料を納付していた。」と話してくれているにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び当該期間の保険料を納付したとするその前妻は、申立人及び自身の加入手続について何も憶えておらず、保険料の納付時期、納付金額及び納付方法について具体的な記憶が無いなど、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 55 年 10 月に結婚後、その前妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の厚生年金保険から国民年金への切替手続による被保険者資格取得日及び国民年金保険料の納付記録から、申立人の国民年金の加入手続は、63 年 12 月又は平成元年 1 月に行われたと推認され、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の所持する年金手帳によると、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は昭和 63 年 12 月 31 日と記載されており、オンライン記

録でも、同年同月前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、申立期間当時、国民年金の加入手続はなされておらず、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立人の加入手続がなされたと推認される同年同月又は平成元年1月時点においては、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。このため、当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月

私は、会社を退職したため、平成7年3月頃、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。後日、同年同月の国民年金保険料の納付書が送付されてきたので納付した。

申立期間の国民年金保険料については、平成8年頃、私が、妻の年金記録の確認を行ったところ、後日、妻について当該期間の保険料の納付書が送付されたため納付したが、私には納付書は送付されなかった。そのとき、私は、私の納付書は送付されてこないのだから、当該期間の国民年金保険料の納付義務があるとは思わなかった。

ねんきん特別便で申立期間の国民年金保険料が未納とされていたので、私は初めて当該期間の保険料の納付義務があったことを知った。妻に納付書を発行した平成8年の時点で、私にも納付書を発行してくれていれば、私は必ず保険料を納付したはずであり、私は行政機関側のミスで、当該期間の保険料を納付する機会を奪われたと思うので、当該期間の保険料を、当時の保険料額で納付する機会を与えてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、ねんきん特別便で当該期間が未納とされていたことから、初めて当該期間の保険料の納付義務があったことを知ったと述べた上で、平成8年頃、その妻の年金記録の確認を行った際、申立人の妻について当該期間の保険料の納付書が発行されたが、申立人については納付書が発行されなかったため、申立人は、その時点では、当該期間の保険料の納付義務があったと認識できなかったとし、当時、納付書が発行しなかった責任は行政機関にあり、保険料の納付の機会を奪われたと

思うことから、今から、当該期間の保険料を当時の保険料額で納付する機会を与えてもらいたいと主張している。

この主張について、まず、申立期間の国民年金保険料が未納とされた経緯をみると、平成13年1月までは、当該期間は国民年金の未加入期間とされていたものが、同年2月に、それまで7年3月1日とされていた国民年金の被保険者資格取得日が、同年2月28日に訂正されたことにより、同年同月が国民年金第1号被保険者期間とされ、保険料の納付義務が生じたが、その時点では既に当該期間の保険料の納期限時効を過ぎていたため、未納とされたことが分かる。

次に、申立人が、平成8年頃、その妻の年金記録の確認を行ったところ、後日、申立人の妻については7年2月の国民年金保険料の納付書が送付されてきたため納付したが、申立人については自身の納付書は送付されなかったため、その時点で申立人は当該期間の保険料の納付義務があることを認識することができなかつたと述べていることについても、申立人の妻のオンライン記録をみると、8年7月30日に、それまで7年3月1日とされていた国民年金の被保険者資格取得日が、同年2月28日に訂正されていることが確認でき、この時点で、同年同月が国民年金第3号被保険者期間から第1号被保険者期間とされた結果、保険料の納付義務が発生し、当該期間の保険料は時効前で納付することができたことから、過年度納付書が発行されたと考えられ、申立人の説明と一致している。

上記の経緯を踏まえた場合、前段の申立人の妻の記録訂正は、第3号被保険者期間から第1号被保険者期間への訂正であり、夫である申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が分からなければ、当該記録訂正を行うことができなかったと考えられる。従って、申立人の妻について記録を訂正した時点において、申立人についても記録の確認並びに訂正は行い得たと考える余地が存在し、妻のみに納付書が発行され、自身には納付書が発行されなかったため、当該期間の国民年金保険料の納付義務について認識することができず、保険料を納付する機会を奪われたとする申立人の主張は、必ずしも不合理であるとは言い難い。

しかし、年金記録確認第三者委員会は、保険料の納付の有無について検討し、年金記録の訂正の可否を判断するものであり、保険料の納付に関する法律の規定又は運用の可否を審議する機関でないことから、既に時効で納付することができない申立期間の国民年金保険料を、当該期間当時の保険料額で納付する機会を与えてほしいとする申立てについて、判断することはできない。

神奈川県国民年金 事案 6372 (事案 5566 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から12年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から12年11月まで

第三者委員会から、私の申立てについて、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨の通知を受け取った。判断の理由を読んだが、私の主張が伝わっていないと感じたので、再度申立てを行う。

私の主張は、簡単に言うと「年金の担当者にお金をだまし取られた。」というもので、第三者委員会では年金担当者が正しい人間であることを前提に判断をしたようだが、改めて、この担当者が極悪人であるという前提でもう一度判断をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、平成18年2月以降に社会保険事務所(当時)で、申立期間の国民年金保険料の未納について相談したところ、職員から、「当時学生であれば、今から保険料を納付できる。」と聞いたことから、後日、未納となっている期間の保険料を2回に分けて納付したと主張した。

しかし、平成18年2月の時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人が、当該期間当時において、保険料の免除の申請及び学生納付特例の申請を行っていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、口頭意見陳述においても保険料の納付を裏付ける具体的な新しい証言や証拠を得ることができないことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき23年5月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立ての主旨は、年金(社会保険事務所)の担当者に国

民年金保険料をだまし取られたというものであり、前回の申立てにおける委員会の判断の理由を読んだ限りでは、この点について申立人の主張が伝わっていないと感じたため、委員会には、改めてこの点について判断をしてもらいたいとして、再度審議を行うよう主張している。

申立人の主張の骨子は、社会保険事務所において犯罪行為が行われ、納付したはずの申立期間の国民年金保険料が詐取されたものであり、未納とされていることに納得できないとするものである。

しかし、年金記録確認第三者委員会は、保険料の納付の有無について検討し、年金記録の訂正の可否を判断するものであり、このような申立人の主張について判断を行うことはできない。

このように、今回の申立ては、当委員会が当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年8月まで
私が大学を卒業した後の昭和56年4月頃に、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業した後の昭和56年4月頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の該当届出の処理日から、申立人の国民年金の加入手続は、平成8年3月頃に行われたものと推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立期間同時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の昭和56年9月の国民年金の被保険者資格喪失の記録及び平成8年2月の被保険者資格取得の記録は、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる同年3月に追加されていることが、申立人のオンライン記録により確認できることから、昭和56年4月の被保険者資格の取得も平成8年3月に行われたものとするのが合理的であり、それまでは、申立期間は、国民年金の未加入期間であったと推認され、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年9月までの期間及び49年5月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から48年9月まで
② 昭和49年5月から50年3月まで

私は、申立期間①について、短大を卒業後、会社に入るまでの間に、母親に勧められて集金人に頼んで国民年金の加入手続を行った。申立期間②について、会社を辞めた後、すぐに区役所で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料の額は覚えていないが、私の保険料は私が、父親と母親の保険料は母親が、それぞれ集金人に納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、短大を卒業後、会社に入るまでの間に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、50年6月頃と推認されることから、申立人が主張する加入手続の時期と相違している上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和50年6月頃の時点において、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、過年度納付等により遡って納付するほかないが、申立人が当該期間の保険料を納付したとする集金人には、制度上、過年度納付等により遡って納付することができない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続後に交付された年金手帳は、現在所持しているオレンジ色の手帳であり、この年金手帳以外の手帳を交付され

た記憶は無いと述べているが、オレンジ色の年金手帳は、昭和 49 年 11 月から使用が開始されたもので、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする 48 年 2 月頃には使用されていなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から14年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から14年2月まで

私の国民年金の諸手続は、全て妻が行っていたと思うので私には分からないが、私名義の預金通帳には国民年金保険料が口座振替されている記録が記載されているので、申立期間について記録訂正をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した信用金庫の申立人名義の預金通帳には、申立期間（一部の期間を除く。）において一人分の国民年金保険料が引き落とされていることが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、i) 申立人の子の国民年金保険料は申立人が提出した申立人名義の預金口座から振替により納付されていたことが確認できること、ii) その子が国民年金に加入した時期と口座振替が開始された時期がほぼ一致していること、iii) 預金口座から確認できる振替日とその子の保険料の収納日が一致していることから、申立人の預金通帳に記載されている口座振替記録は申立人の子の保険料であったと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳は平成21年9月9日に交付されているが、その手帳には再交付の記載が無く、国民年金記録欄は未記入である上、その基礎年金番号は、申立人が昭和42年10月1日に被保険者資格を取得した厚生年金保険被保険者記号番号であることから、申立人が国民年金に加入していなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録から確認できる平成4年10月時点での申立人の年金加入期間は厚生年金保険の20か月のみであり、仮に70歳まで国民年金保険料を納付したとしても受給権を得ることができないところ、市では、「70歳まで国民年金保険料を納付しても受給権を得ることができない者に対して

は、60 歳からの任意加入及び 65 歳からの高齢任意加入の申し込みがあったとしても、加入させることは無い。」と回答している。

加えて、申立人は国民年金の諸手続に直接関与しておらず、申立人が手続を行っていたと思うと主張するその妻は、既に死亡していることから、申立人の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について証言を得ることができない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6376

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から61年12月まで

私は、昭和56年12月、自営業者と結婚し、57年4月に入社した会社を、妊娠を契機に同年8月末に退職した。時期は定かではないが、その後、市役所から国民年金保険料が未納であるとの通知がきた。将来の年金受給に不安を感じた私は、自分の預貯金を引き出し保険料を納付することにした。詳しい金額は覚えていないが、遡って納付できる保険料を市役所で全部納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年頃、住所地の市役所で国民年金の加入手続を行い、遡って納付できる国民年金保険料を全て納付したと述べている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及びその手帳記号番号の前の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、平成元年2月頃と推認でき、その時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間以前から手帳記号番号の払い出された時期を通じ、同一住所地に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されることは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の所持する年金手帳に記載されている「初めて（国民年金の）被保険者となった日」が、昭和57年9月1日であることから、同年が国民年金の納付の始期であると述べているが、同年年金手帳の日付は、国民年金保険料の納付の有無に関係無く、強制加入期間の初日まで遡及する

ことから、加入手続時期及び保険料の納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月、同年9月、同年10月、42年12月、43年1月及び56年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年7月
② 昭和41年9月及び同年10月
③ 昭和42年12月及び43年1月
④ 昭和56年2月

私が、昭和41年7月に会社を離職後、市役所から電話があり、国民年金保険料を支払うよう言われ、数日後に黒いかばんを肩に掛けた男性が集金に来た。国民年金の加入手続や保険料の納付については、妻が行っていた。妻は、この集金人に夫婦二人分の保険料を納付した記憶があると言っている。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年7月に、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及びその手帳記号番号の前の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録から、申立人の国民年金の加入手続時期は、58年6月と推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人が、国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和58年6月の時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考え難く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、その妻が、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その妻の国民年金手帳記号番号は申立人と連番で払い出されており、申立人の保険料を納付していたとするその妻の当該期間の保険料も未納とされている上、昭和 58 年度の保険料を夫婦共に免除の申請をしていることが確認でき、その直後の昭和 59 年 4 月以降の保険料が夫婦共に納付済みであることから、申立人は年金手帳が交付された後の同年同月から保険料を納付し始めたものとするのが自然である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年3月27日から46年11月18日までの期間、47年1月17日から50年4月18日までの期間、51年7月8日から同年11月1日までの期間及び同年12月8日から52年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和51年11月1日から同年12月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成14年6月1日から15年4月30日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月27日から46年11月18日まで
② 昭和47年1月17日から50年4月18日まで
③ 昭和51年7月8日から同年11月1日まで
④ 昭和51年11月1日から同年12月1日まで
⑤ 昭和51年12月8日から52年8月1日まで
⑥ 平成14年6月1日から15年4月30日まで

厚生年金保険の記録によると、私が勤務していた4社に係る申立期間①、②、③及び⑤における標準報酬月額は、記憶している給与額と比較して低額となっているので、年金記録を訂正してほしい。

申立期間④は、当該期間もA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

申立期間⑥は、B社の取締役として勤務していたところ、当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円となっているので、平成14年6月から同年9月までを62万円に、同年10月から15年3月までを12万6,000円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社（現在は、D社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じ昭和43年3月に被保険者資格を取得した同僚のうち、申立人と同年齢の同僚は71名存在するところ、当該71名全員の資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同額の2万2,000円であることが確認でき、申立人の資格喪失日（昭和46年11月18日）までの標準報酬月額の推移において、申立人の標準報酬月額が同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、複数の同僚が、「当時の給与明細書を所持していないので、はっきりと記憶してはいないが、記録されている標準報酬月額に間違いがあるとは思わない。」、「大卒の初任給が3万円ぐらいであったので、高卒女性はそれより低く、記録されている標準報酬月額程度だった。」と供述している。

申立期間②について、E社（現在は、F社）から提出された労働者名簿及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、労働者名簿に記載されている申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額と被保険者名簿に記載されている標準報酬月額は、ほぼ同額である上、上記被保険者名簿とオンライン記録の標準報酬月額は一致している。

また、複数の同僚は、「当時の給与額をはっきりとは覚えていないが、記録されている標準報酬月額に不合理は感じない。」と供述している。

申立期間③について、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じ昭和51年に被保険者資格を取得した同僚のうち、申立人と同年代の同僚は7名おり、当該7名の資格取得時の標準報酬月額は、申立人が主張する14万円以上の者はおらず、申立人の標準報酬月額が同僚と異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、同僚の一人は、「当時、同年代の女性で、被保険者資格取得時の標準報酬月額が10万円以上の者はいない。」と供述している。

さらに、申立期間①から③までに係る上記の被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

加えて、D社及びG社は、申立期間①及び③当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立人も申立期間①から③までに係る給与明細書等を所持していないため、申立人の主張する厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立期間①から③までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から③までについて、申立人が主張する標準報酬月額に相当す

る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④について、申立人は、当委員会が平成23年2月16日付けで行った当該期間に係る年金記録の訂正は必要でないとする決定に先立ち、22年11月29日付けで新たな資料は無いが前回の審議結果には納得できないとして改めて申し立てしているところ、当委員会は、当初の決定に係る審議において、申立人の同僚の供述等から勤務実態は認められるが、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、上述のとおり、年金記録の訂正は必要でないとする決定を行っている。

今回、申立人は、勤務実態が認められることから、事業主により保険料が控除されていたと主張しているが、本件申立てにおいても、前回申立てと異なる関連資料及び周辺事情は無く、オンライン記録において、A社は、昭和51年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人が氏名を挙げた同僚からは照会に対する回答が無く、そのほかの同僚からは、当該期間における保険料控除がうかがえる供述を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑤について、H社（現在は、I社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同年代かつ同時期に被保険者資格を取得した同僚が4名確認できるところ、当該4名の資格取得時の標準報酬月額は、おおむね申立人の標準報酬月額を中心に上下1等級の範囲内にあることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚と異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、申立人は、申立内容を証言できるとして同僚2名を挙げているが、当該同僚からは、照会に対する回答が無い。

さらに、H社に係る上記の被保険者名簿を確認したが、申立人に係る標準報酬月額が遡及して訂正された記載も無く、オンライン記録とも一致している。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑥について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係

る標準報酬月額については、当初、当該期間のうち、平成14年6月は62万円、同年7月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から15年1月までは12万6,000円と記録されていたところ、同年2月17日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人の供述及び申立人から提出された差押書から、当時、B社は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

しかしながら、B社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、当該期間当時、同社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人及び事業主は、申立人が社会保険に係る事務を担当していた旨を述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、B社の取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 48 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 10 月 1 日から 48 年 5 月 31 日までの期間において A 社に勤務していた。ほぼ同時期に同社に勤務していた同僚は厚生年金保険記録があるが、私には記録が無いので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社において C 業務及び D 業務に従事していた同僚は、申立人が申立期間に D 業務に従事していたと供述していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の同僚は、「A 社では社員の厚生年金保険への加入については会社の費用負担もあることから会社の中核的な社員のみを加入させていたと思う。また、同社には月給制でボーナス支給もある社員と日給月給制の社員がおり、後者については厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述しているところ、申立人はボーナスをもらった記憶が無いと供述している。

また、上記の同僚は、A 社の常勤者は約 30 名であったと回答しているところ、申立期間における同社に係る厚生年金保険の被保険者数は 6 名であり、その後の期間を見ても 5 名前後であることから、同社では、厚生年金保険への加入手続において、個人により、あるいは雇用形態により取扱いが異なっていたことがうかがわれる。

さらに、上記の同僚及び申立人は、A 社は B 国民健康保険組合に加入していたと述べており、同組合に照会したところ、組合員は第一種組合員（事業主、役員、常用労働者）と第二種組合員（日雇労働者）に分かれて

いたと回答しているが、当時の関係書類が保管されていないことから、申立人がいずれの組合員であったかは確認することができない上、申立人もいずれの組合員であったか記憶していないと供述している。

加えて、申立人は保険料控除を確認できる給与明細書等を所持していない上、A社の当時の社会保険担当の同僚も既に死亡しているため、申立人の保険料控除について確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7331

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 4 日から 41 年 3 月 1 日まで
私は、昭和 33 年 4 月 1 日から 42 年 2 月 28 日までの期間において A 社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び B 機構から提出された申立人の退職金共済加入記録から判断すると、申立人は、申立期間において、A 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は昭和 33 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、40 年 12 月 4 日に同資格を喪失した後、41 年 3 月 1 日に同資格を再度取得し、42 年 3 月 1 日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、申立人が C 地区及び D 地区に所在した A 社の工場に勤務していたとして名前を挙げた同社の元社員 6 名のうち、途中退社（昭和 40 年 8 月 1 日資格喪失）した者を除く 5 名の元社員は、上記被保険者原票により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 40 年 12 月 4 日）より前の昭和 40 年 11 月 29 日に同社に係る同資格を喪失した後、申立人が、同資格を再度取得した日と同日の 41 年 3 月 1 日に同資格を再度取得していることが確認できる。

加えて、上記元社員の妻は、「夫から、『当時、事業主から、会社の経

営状態が悪いため、厚生年金保険を一時脱退する旨の説明があった。』と聞いている。」と述べている。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 8 月 1 日まで

私は、昭和 45 年に A 社（現在は、B 社）に入社し、途中、同社の関連会社である C 社に出向したことはあるが、平成 11 年まで継続して勤務していた。その間、給料が下がることは無く、健康保険料及び厚生年金保険料についても大きな変化は無かったと思う。

家計簿では、B 社へ復職した昭和 63 年 10 月から平成元年 7 月までの給料額は、C 社における給料額に比べ多く支給されていることが記録されているにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額の記録は低額になっている。

調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、出向していた C 社から B 社に復職した際の申立期間の標準報酬月額の記録が、低額となっていることが納得できないと述べている。

しかし、B 社、同社の社会保険関係事務を担当している D 社及び B 社が加入する E 健康保険組合は「保管期間の経過により、当時の資料が保管されていないため、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額は不明である。」と回答していることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことについて確認することができない。

また、申立人は、「当時、残業が多かった。」と述べているところ、D 社は「出向者の復職時における標準報酬月額の届出の取扱いについては、時間外手当などの不確定な金額は含めず、基準内賃金及び通勤費など固定

的な費目の合計額を届け出ることとしている。」と回答している。

さらに、B社が加入しているF企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員資格取得届によると、申立人のB社復職時の標準報酬月額が28万円と記載されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

加えて、申立人から提出された、申立人が家計簿から転記したとするメモでは、申立期間の給与振込額は確認できるものの、厚生年金保険料控除額の記載は無く、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されたことを確認することができない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月1日から同年10月1日まで
私が平成元年6月1日にB社からA社本社に復職した際の標準報酬月額の記録が低額となっている。この点について、会社に確認したところ、会社は届出誤りを認めている。会社からもらった書類を提出するので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社からA社本社に復職した際の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、会社の届出誤りにより、実際に支給された報酬月額に比べ低額なものとなっていると述べている。

しかし、申立人から提出されたC社（A社の給与計算、社会保険等勤労厚生業務を受託している事業所）が保管している申立人に係る従業員台帳（給与情報）により、申立人が申立期間においてオンライン記録の標準報酬月額（32万円）を上回る報酬月額（47万1,650円）の支給を受けていることは確認できるものの、上記台帳には、源泉控除された厚生年金保険料の記載は無く、当該期間において申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、申立人から提出された平成元年7月18日付け社会保険事務所（当時）の押印があるA社本社の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届（写）及び同社が加入するD企業年金基金から提出された同年7月14日受付及び確認の押印がある厚生年金基金加入員資格取得届に記載された申立人の標準報酬月額はいずれも32万円であり、オンライン記録の

標準報酬月額と一致する。

さらに、C社は復職時において給与から源泉控除される厚生年金保険料額の算出方法について、社会保険事務所に届け出た厚生年金保険被保険者資格取得届に記載した標準報酬月額に基づき算出している旨回答している。

加えて、D企業年金基金から提出された平成元年10月の定時決定時における申立人に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載されている従前標準報酬月額は、上記基金加入員資格取得届の標準報酬月額と一致する上、当該届における標準報酬月額の改定記録はオンライン記録と符合する。

このほか、申立期間において、申立人が主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7334 (事案 5091 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月1日から39年9月1日までの期間、41年2月頃から同年10月頃までの期間及び42年2月頃から46年7月26日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和39年9月1日から41年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月1日から39年9月1日まで
② 昭和39年9月1日から41年1月1日まで
③ 昭和41年2月頃から同年10月頃まで
④ 昭和42年2月頃から46年7月26日まで

厚生年金保険の記録によると私がA社、C社及びD社に勤務した期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。また、B社に勤務した期間の標準報酬月額が低く記録されていたため、記録の訂正を求めたが、認められなかった。私がA社、C社及びD社に勤務した期間は事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた。また、B社では事業主から引き抜かれ、給料が2万5,000円から3万円ぐらいまで上がっていた。今回、申立期間①及び③に係る勤務先の同僚との記念写真を提出するので、申立期間を再度、調査して厚生年金保険の被保険者記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の具体的な勤務期間に係る記憶及び申立人が記憶している同僚の氏名がA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できるが、事業主は、若い年代の人は厚生年金保険に加入

させていなかったと思うと述べている上、申立人が記憶する同僚について、事業主が記憶している入社時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期は大きく相違していることが上記の被保険者名簿から確認できる。

また、申立人が記憶する同僚は、「私は、入社は早かったが、厚生年金保険に加入するまで年数があり、その間は国民年金に加入し保険料を納付した。」と述べているところ、当該同僚の国民年金保険料の納付記録は、前述の供述とおおむね合致していることが確認でき、A社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえ、上記の被保険者名簿を見ても当該期間に申立人の氏名が見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、申立人の具体的な勤務に係る記憶及び申立人が記憶する同僚をほかの同僚が記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、当時、C社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、同社の顧問税理士事務所は、同社は平成10年3月1日に厚生年金保険に加入したと回答しており、オンライン記録と一致している。

また、上記の税理士事務所は、C社は厚生年金保険に加入する以前は、従業員それぞれが国民年金に加入していたと証言している上、同僚は、「同社は平成10年3月1日に厚生年金保険に加入した。」と証言しているところ、当該同僚は、当該期間において厚生年金保険に加入しておらず、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

申立期間④について、申立人の具体的な勤務に係る記憶及び申立人が記憶するD社の事業主が同社の商業登記簿謄本において代表取締役であったことが確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当時、D社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、事業主は、「会社を健康保険組合に加入させようとしたが、厚生年金保険に加入することが条件となっているため断念した。従業員はそれぞれが国民年金に加入し、保険料を納付している。現在も、厚生年金保険に加入していない。」と回答している。

申立期間②について、申立人は、B社に係る標準報酬月額が低く記録されていると申し立てているが、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であり、申立人の標準報酬月額のみが同僚の標準報酬月額と比較して低額であるとの事情は見当たらない上、同社に係る事業所別被保険者名簿において、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見られず、事業主は、同社

は既に廃業し、賃金台帳等関連資料は保管されていないので申立人の給与について確認することはできないと回答しており、そのほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、申立期間①、③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。また、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、当委員会の決定に基づく平成 23 年 2 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①及び③について、同僚との記念写真を提出し、申立期間②及び④については新たな資料は無いが、審議結果に納得いかないと主張して、再度、審議してほしいと申し立てているが、申立期間①及び③における勤務は認められるものの保険料控除がうかがえる資料ではなく、申立期間②及び④については新たな資料は無く、これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7335（事案 398 の再々々申立て、事案 1756 の再々申立て、事案 3574 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月 1 日から 33 年 8 月 1 日まで
② 昭和 35 年 5 月から同年 9 月 5 日まで
③ 昭和 59 年 3 月頃から 60 年 3 月頃まで

A 社に勤務していた申立期間①と、B 基地に勤務していた申立期間②が、前回までの申立てにおいて記録の訂正を認められないという判断であった。当該期間について新たな資料等はないが、再度調査をし、被保険者期間として認めてほしい。

C 社（現在は、D 社）については、勤務していた申立期間③が厚生年金保険被保険者期間として記録されていないので、調査をしてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に当該期間において申立人の名前は見当たらない上、同社は昭和 54 年 12 月 2 日に解散しているため、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無く、申立人の厚生年金保険の適用に係る勤務記録や雇用時期が不明であり、このほかに、同僚の証言も得ることができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料等を提出することではなく、「申立期間①は、A 社に勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。」との従来の主張を繰り返しているが、これは委員会の当初の決定

を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、平成 23 年 10 月 20 日に行われた口頭意見陳述において「A社では昭和 31 年 5 月から勤務し厚生年金保険に加入していた。」と主張しているが、同社の閉鎖登記簿謄本によると同社の会社成立日は 32 年 3 月 7 日である上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると厚生年金保険の適用事業所となったのが同年 10 月 1 日であることが確認できる。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、E事務所から提出された昭和 35 年 7 月 5 日付けの履歴書、F登録票及び在籍期間証明により、当該期間に勤務していたことが認められる。しかし、これらの書類によると、申立人の勤務期間は、同年 5 月から同年 7 月までと同年 7 月 6 日から同年 9 月 5 日までの各 2 か月に区別されており、申立人は 2 か月雇用の職員であったことがうかがえる。このことについて、G機構では、「現在においても 2 か月雇用の職員については、厚生年金保険に加入していないので、当時についても同様な取扱いではなかったか。」と説明している。

また、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、さらに、H事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和 35 年 5 月 1 日から同年 9 月 5 日までに被保険者資格を取得している者の中には、申立人の名前は見当たらず、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、保険料控除に関する同僚の証言も得ることができず、保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、申立人は、2 回目の申立ての際に、新たな資料として申立人の戸籍謄本を提出したが、戸籍謄本では、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかどうか確認することはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、3 回目の申立ての際には、新たな資料等を提出することなく、「申立期間②について、B基地に勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。」との従来主張を繰り返している

が、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月23日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいても、申立人は、新たな資料等を提出することではなく、「申立期間②は、B基地に勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。」との従来の主張を繰り返しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③については、申立人は、昭和59年3月頃から60年3月頃までI市J区K町にあって、現在はL県に移転しているC社に勤務していたと供述するところ、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認でき、その所在地は申立人が記憶している所在地と同一であり、L県に移転していることも確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同僚は、「申立期間③当時は、厚生年金保険に加入していれば雇用保険にも必ず加入していた。どちらか一方だけ加入することはなかった。」と供述しているところ、申立人についてはC社において雇用保険の加入の記録が無いことが確認できる。

また、上記の同僚のほか、複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除をうかがうことのできる供述は無かった。

さらに、D社の事業主は、申立期間③当時の資料等はなく、申立人の雇用形態や業務内容、及び給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは確認することができないとしている。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を検証したが、申立人の氏名は見当たらず、申立人は、申立期間③に給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 46 年 2 月 2 日まで
私は、申立期間において、A社に勤務していたが、その期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのはおかしいので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「私は、昭和 44 年 10 月 1 日に、以前勤務していた会社の同僚とともにA社に入社し、その後、同社に入社したほかの社員を含め 3 名で、46 年 2 月 2 日に同社から分社したB社に異動した。」と供述しているところ、これら 2 名の同僚も申立人と同様にA社における申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

また、上記同僚の 1 名は、「入社当時は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと記憶している。」と供述している上、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録があり、申立人が記憶している別の同僚は、「申立人を含めた 3 名は、A社と同じ建物のフロアであるが壁で仕切られた場所で働いていた。厚生年金保険の加入状況については、私とは異なっていたと思われる。」と供述している。

さらに、事業主照会に対し、現在のA社の事業主は、「申立期間当時の申立人に係る勤務実態及び保険料控除については、資料が無いため、詳細は不明である。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除についてうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 13 日から 56 年 10 月 6 日まで
私は、昭和 51 年 3 月 13 日に A 社 B 支店に準社員の C 職として入社した。それにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録では、同社での資格取得日は 56 年 10 月 6 日になっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された基本項目表には、申立人の入社年月日が「1976（昭和 51）年 2 月 22 日」と記載されていること、及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間に同社 B 支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間中に A 社 B 支店の事務担当であった正社員は、「当時、準社員の厚生年金保険への加入は、義務付けてはいなかったもので、準社員で厚生年金保険に加入していなかった者は結構いたと思う。」と証言している上、自身は準社員であったとする複数の同僚は、「当時、準社員については、勤務時間が 6 時間以上の者が希望した場合に限り、厚生年金保険に加入できたと思う。」と証言している。

また、D 厚生年金基金は解散していることから、企業年金連合会に対して申立人の同基金における加入員期間を照会したところ、加入員の資格を取得した日は、昭和 56 年 10 月 6 日である旨の回答であり、当該日は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録の資格取得日と一致している上、上記の事務担当者は、「当時、健康保険組合、厚生年金基金、厚生年金保険の届書は複写式であった。」と証言している。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立人は昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、申立期間の全期間においても、国民年金保険料

を納付していることが確認できる上、同台帳の備考欄には、申立期間直後の56年10月から同年12月までの国民年金保険料が、57年2月19日に還付されていることが確認でき、還付は、本人の申出（手続）がなければできないこととされており、A社B支店において56年10月6日に厚生年金保険の被保険者となったために、還付されたと考えるのが自然である。

加えて、A社に照会したところ、「申立人の申立てどおりの資格取得の届出、厚生年金保険料の控除及び納付を行ったかについては、資料が無いため不明である。」と回答している。

また、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、「A社B支店に入社した当時と現在の姓が異なるので、当時の姓でも確認してほしい。」と述べているが、申立期間中に同社B支店で厚生年金保険被保険者の資格を取得している者を全て確認したものの、これらの者の中には、申立人の当時の氏名及び現在の氏名は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 10 日から 33 年 1 月 9 日まで
私は、昭和 32 年 11 月 10 日から 62 年 3 月 31 日までの期間において A 社（現在は、C 社）B 事業所に継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録によると、申立期間の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社から提出された申立人に係る従業員台帳（基本情報）から、申立人が申立期間において、臨時従業員として A 社 B 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、C 社は、「従業員台帳によると、申立人が申立期間に、臨時従業員として勤務していたことは確認できるが、賃金台帳等の資料が無いため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届において、申立人の A 社 B 事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 33 年 1 月 9 日と記載されていることが確認でき、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿における申立人の同社 B 事業所に係る資格取得日と一致する上、同社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載及びオンライン記録とも一致している。

さらに、申立期間において A 社 B 事業所に係る厚生年金保険被保険者記録がある元社員に照会したところ、複数の者が「同社 B 事業所は、雇用形態により厚生年金保険の加入について、異なる取扱いをしていた。」、

「同社B事業所には試用期間があった。」、「私の同社B事業所の入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日は相違している。」と供述している。

加えて、上記の元社員のうち、自身の入社日を記憶する複数の者の被保険者資格の取得日は、それぞれの記憶する入社日の約2か月後であることが確認できることから判断すると、A社B事業所では、臨時従業員について、入社から一定期間をおいて厚生年金保険に加入させる取扱いであった事情がうかがえる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7339

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月8日から26年10月頃まで
私は、昭和23年11月4日から26年10月頃までの期間においてA社（現在は、B社）C支店にD職として勤務していた。23年11月4日から24年11月8日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録は最近見付かったが、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年10月頃までA社C支店に勤務していたと主張している。

しかし、申立人が記憶する同僚及び申立期間当時においてA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある同僚に照会を行ったが、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができなかった。

また、B社から「申立人が当社に在籍していたことを証する書類を確認することができなかった。」との回答を得ており、申立人の保険料控除に係る関連資料を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人が昭和23年11月4日に資格取得し、24年11月8日に資格喪失をした記録しか見当たらず、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格喪失日の記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 12 月 15 日から 50 年 1 月 1 日まで
② 昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 3 月 20 日まで

私は、A社が倒産した昭和 49 年 12 月 31 日まで同社に勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の資格喪失日が、同年 12 月 15 日となっている。また、50 年 9 月 1 日にB社に入社したが、同社に係る厚生年金保険の資格取得日が、51 年 3 月 20 日となっているので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間においてもA社に勤務していたと主張している。

しかし、A社の厚生年金保険の被保険者資格を昭和 50 年 1 月 28 日に喪失している複数の同僚は、「49 年 12 月 14 日に社長から 16 名の指名解雇者の発表があり、申立人はその 16 名の中にいた。そのほかの従業員は 50 年 1 月 31 日付けで解雇となった。」と述べている。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿には、昭和 49 年 12 月 15 日に申立人を含め 14 名、同年 12 月 20 日に 1 名及び同年 12 月 21 日に 1 名資格喪失している被保険者が確認でき、上記同僚の証言と一致する上、上記被保険者名簿の 16 名の資格喪失の受付日は、同年 12 月 28 日となっており、健康保険被保険者証を添付して届け出られていることが確認できる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、当時の状況を確認することができない。

申立期間②について、申立人は、当該期間においてもB社に勤務していたと主張している。

しかし、申立人は、社員旅行の写真を所持しており、当該写真は、昭和50年9月頃に撮影されたとしているが、当該写真に写っている同僚は、自身も同じ写真を所持しているところ、「撮影日の記載は無いものの、この写真が貼られているアルバムのページの写真のコメントには、『51年9月撮影』と書いてある。」と述べている。

また、申立人は、自身が入社した後すぐに、上記同僚が退職したと述べているところ、当該同僚のB社に係る被保険者資格の喪失日は、昭和51年12月29日となっており、当該同僚は、退職日と資格喪失日は一致していると供述している。

さらに、B社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、2か月から3か月ぐらいの試用期間があり、入社日と資格取得日は相違していると述べている。

加えて、B社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立人を知っていると回答しているものの、申立人の入社日についての記憶は無く、当該期間の勤務実態及び保険料控除についての証言を得ることができない上、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡しているため、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立期間①及び②における申立人の勤務実態及び保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 4 月 1 日から平成元年 5 月 20 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していた。厚生年金保険の記録によると、このうち、申立期間の標準報酬月額が 11 万 8,000 円となっており、昭和 57 年 8 月から 17 万円となっている。入社後 1 年間は昇給した覚えは無く、給与は入社当初から 17 万円程度支給されていたと記憶しているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に入社した当初から 1 年間は昇給も無く、支給された給与額に変動も無かったことから、申立期間の標準報酬月額の記録は低額なものとなっていると主張している。

しかしながら、B 社は「当時の資料が無いため、不明。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人と同日に A 社の厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、連絡先の判明した元社員 24 名に文書照会を行ったところ、うち 13 名から回答を得たが、いずれの元社員からも入社当時の保険料控除について供述を得られず、当時の給与明細書等を所持していないと回答していることから、申立人が主張する給与の支給及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、上記元社員のうち 1 名は、「申立人とは同期入社で、私と条件はほぼ同じはずである。」と回答しているところ、当該元社員の A 社にお

ける厚生年金保険被保険者の資格取得時点の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とおおむね同額であり、申立人と同様に昭和 57 年 8 月の随時改定により標準報酬月額が増額改定されていることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者 37 名の標準報酬月額の記録のうち、申立人を含め 32 名が昭和 57 年 8 月の随時改定により資格取得時の標準報酬月額より二等級から六等級上位の標準報酬月額に増額改定されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格を取得した際の標準報酬月額はオンライン記録と同額の 11 万 8,000 円であることが確認でき、遡及した訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで
② 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 9 月 1 日から 52 年 8 月 1 日まで
④ 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 9 月 1 日まで
⑤ 昭和 60 年 9 月 1 日から 62 年 11 月 16 日まで
⑥ 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 2 年 9 月 1 日まで
⑦ 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで
⑧ 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで
⑨ 平成 6 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで
⑩ 平成 10 年 10 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで
⑪ 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで
⑫ 平成 14 年 10 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで
⑬ 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社B事業部、転勤したC社及びD社の標準報酬月額の記録について、前回の標準報酬月額よりも低い金額が記録されていたり、長期間にわたって標準報酬月額が同一であったり不自然な箇所が見受けられるので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業部、転勤先であるC社及びD社における標準報酬月額の記録のうち、申立期間①、②、④、⑦、⑧、⑪及び⑬について、その前の期間の標準報酬月額と比較し低下していること、申立期間③、⑤、⑥、⑨、⑩及び⑫については、長期間、標準報酬月額の変動が見られない

ことは不自然であるので調査をしてほしいと述べている。

しかしながら、各事業所において申立人と資格取得日が同日であり年齢の近い同僚の標準報酬月額の記録について検証したところ、申立人と同時期、又は近接した期間に係る標準報酬月額が、その前の期間の標準報酬月額より低下している者や、長期間標準報酬月額の変動が見られない者が複数確認できる。

また、A社B事業部及びC社の在籍期間中である申立期間①から⑥までについて、A社に当時の届出並びに厚生年金保険料の控除及び納付について照会したところ、申立期間①については不明だが、昭和46年以降の期間はオンライン記録どおりの標準報酬月額を届出し、その金額に基づく保険料を給与から控除したと回答している上、E企業年金基金が保管する資料によりA社の厚生年金基金設立時（41年11月30日）、同社B事業部の資格喪失時点（62年11月16日）及び転勤先であるC社における標準給与額の記録は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、同様に、D社に申立期間⑦から⑬までについて照会したところ、申立期間⑦については不明だが、申立期間⑧から⑬までについてはオンライン記録どおりの標準報酬月額を届け出たと回答している上、平成14年以降の期間については同社が保管する賃金台帳により、オンライン記録どおりの厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

加えて、D社が加入していたF健康保険組合における申立期間⑦から⑬までに係る申立人の標準報酬月額の記録は、オンライン記録における標準報酬月額と一致している上、G年金事務所が保管する同社から提出された平成17年度及び18年度の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載されている決定された申立人の標準報酬月額も、オンライン記録における標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 10 月 1 日まで
私が A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、前の期間の標準報酬月額と比べ低額となっている。毎年昇給もしていたし、残業はほとんどしておらず、残業による標準報酬月額の変動は考えられず、遅刻欠勤もしていない。標準報酬月額が下がるとは思えない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係るオンライン記録において、申立人と同日の昭和 46 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得している同僚の標準報酬月額について、申立人と同様に平成 6 年 10 月 1 日の定時決定において記録されている標準報酬月額が、前の期間の標準報酬月額より低額で記録されている被保険者が多数認められ、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、B 企業年金基金が保管する加入者台帳によると、申立人の標準給与月額は平成 6 年 10 月 1 日の算定基礎届により 41 万円と記録されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、同基金の担当者は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出用紙は複写式だったと述べている。

さらに、C 健康保険組合が保管する被保険者台帳によると、申立人の標準報酬月額は、平成 6 年 10 月 1 日に 41 万円と記録されていることが確認できる。

加えて、同僚に照会してもオンライン記録の標準報酬月額と給与額との

差異があることを証言する同僚はいないほか、オンライン記録において、標準報酬月額の遡った訂正等の形跡は見られない。

また、事業主に照会した結果、当時の資料が無いと回答しており、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 5 日から 36 年 9 月 7 日まで
② 昭和 38 年 6 月 1 日から 42 年 4 月頃まで
③ 昭和 43 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、申立期間①に、義兄の紹介でA社に勤務していた。同社はB駅近くにあり、従業員が7名ほどの零細企業だったが、大手の会社からも受注を得ていたので社会保険にも加入していたと思う。

申立期間②については、知人の紹介でC市にあるD社に勤務していた。従業員は20名ぐらいで、当時の社長、同職種の同僚及び事務職員の名前を覚えている。

申立期間③については、友人の紹介でE地区の現場でF職として勤務していた。

これらの申立期間について、健康保険被保険者証を使った記憶は無いが、厚生年金保険の加入記録があるかもしれないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の所在地や取引会社等を具体的に記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、管轄する法務局において、同社及び類似する名称の事業所に係る商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、事業主及び同僚の姓は記憶しているものの、名を記憶していない上、A社を紹介した義兄も既に亡くなっているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、D社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が記憶している同僚5名が厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、D社は、昭和42年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間については適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が記憶している上記5名の同僚の資格取得日も適用事業所となった日と同日となっている。

さらに、申立人が記憶している同僚のうちの1名は、「被保険者資格取得日の10年以上前から勤務しているが、その間の厚生年金保険料の控除については覚えていない。」と供述している。

加えて、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、後継の事業主は、「当時の事業主は既に死亡しており、当時の人事記録及び給与関係資料も保管されていないため、申立期間②当時の状況を確認することができない。」と回答している上、申立人も当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持していない。

申立期間③について、申立人は、友人が紹介してくれた事業所でF職として勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人は、勤務していた事業所の名称を記憶していないことから、申立てに係る事業所を特定することができない。

また、申立人は、勤務していた事業所の事業主、同僚及び当該事業所に紹介してくれたとする友人の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間①から③までについて、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 1 日から 47 年 11 月 8 日まで
厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間において厚生年金保険被保険者となっていない。

申立期間においてはA社（現在は、B社）に在籍していたものの、専ら関連事業所のC社（現在は、D社）の業務に従事していた。

当時、A社の従業員は私一人であったため、同社で厚生年金保険被保険者とはなっていないが、健康保険被保険者証も所持していたことから、C社で被保険者資格を取得していたはずである。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びC社の同僚から提出された集合写真及び同社の複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社では、申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格確認および標準報酬決定通知書等、被保険者資格等に係る資料を保管しているが、当該資料で申立人の氏名は確認できないと回答している。

また、申立期間当時、C社で社会保険関係の手続を担当していたとする複数の同僚は、A社の従業員をC社の被保険者として、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）に加入させるというような手続をすることは無かったと供述している。

さらに、D社が加入しているE健康保険組合及びF厚生年金基金においても、申立人がC社の被保険者であった記録は確認できないと回答してい

る。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7346

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から 6 年 5 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の給与は、給料支払明細書で 30 万円前後であったことが確認できるが、標準報酬月額の記録では 15 万円になっている。

申立期間の報酬額及び保険料控除額は給料支払明細書で確認できるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

申立人から提出のあったA社における申立期間の一部の給料支払明細書から、総支給額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が相違していることは確認できるものの、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、遡った記録訂正等の不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 1 日から 31 年 12 月頃まで

私は、中学校卒業後に、知人の紹介により A 社 B 工場で、1 年半余り C 職として勤務していた。当時、同社 B 工場には数多くの下請会社や孫請会社が入っており、私の所属する会社もその一つだった。社名及び事業主名は覚えておらず、健康保険被保険者証を使った記憶も無いが、年金記録があるかもしれないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 B 工場の下請だった事業所に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人は、勤務していた事業所の名称を記憶しておらず、申立てに係る事業所を特定することができない。

また、申立人は、勤務していた事業所の上司及び同僚の姓は記憶しているものの、名を記憶していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が勤務していたとする A 社の事業所別被保険者名簿を調査したところ、申立期間及びその前後の期間に申立人の名前は見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 15 日から 59 年 7 月 1 日まで

夫は、昭和 53 年 4 月 15 日に A 社 B 支店に C 職として転勤し、59 年 6 月末まで勤務していた。申立期間の給与は毎月 60 万円以上支給されていたが、厚生年金保険の記録では、申立期間の標準報酬月額が 53 年 4 月から 58 年 9 月までは 20 万円、同年 10 月から 59 年 6 月までは 22 万円となっている。申立期間の標準報酬月額が最高等級となっていないのは納得できないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間の報酬月額は 60 万円以上であったので、申立期間の標準報酬月額は最高等級となるはずだと主張している。

しかし、A 社は、「当社が保管する社員名簿等から、申立人は、昭和 17 年 1 月 21 日に入社し、53 年 3 月 31 日に退職し、同年 4 月 15 日から D 職として引き続き B 支店で勤務することになった。D 職は、1 年ごとの契約で勤務し、嘱託料は月額 20 万円であった。最終的に 59 年 6 月 30 日に同支店を退職している。」と回答している。

また、A 社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書には、申立人は昭和 53 年 4 月 15 日に資格を取得し、標準報酬月額は 20 万円と記載されている上、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人は 59 年 7 月 1 日に資格を喪失し、標

準報酬月額が22万円と記載されていることが確認できる。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額は、昭和53年4月から58年9月までは20万円、同年10月から59年6月までは22万円となっており、オンライン記録と一致している上、同原票には、標準報酬月額が訂正された形跡は無い。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 17 日から 46 年 8 月頃まで
数年前、私の年金記録を確認したところ、A市B区に所在したC社に勤務していた昭和44年4月1日から46年8月頃までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かったため、社会保険事務所（当時）へ相談に行った。その際、同社での被保険者記録が見付かったが、44年4月1日から同年5月17日までの期間だけであった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもC社に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立期間にC社において厚生年金保険の被保険者資格を有する複数の同僚に照会したものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことをうかがえる供述を得ることができない。

また、C社から、当時の資料は保管されておらず、申立人の勤務形態及び保険料控除については不明であるとの回答を得ている。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、昭和44年4月1日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月17日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7350 (事案 1112 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 9 月 16 日から 26 年 12 月 1 日まで
前回の申立てにおいて、昭和 23 年 10 月 1 日から 24 年 9 月 16 日までの期間は、厚生年金保険被保険者期間として認められたが、同年 9 月 16 日から 26 年 4 月 1 日までの期間についても、会社の職員待遇規程から考えれば、復職後の正社員として扱われた期間であると考えられ、また、同年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間においては、臨時工となっているが、当該期間も正社員の取扱いをされるべきなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回の申立てにおいて、昭和 23 年 10 月 1 日から 24 年 10 月 1 日までの期間 (以下「申立期間①」という。) 及び 26 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間 (以下「申立期間②」という。) に係る年金記録の確認を求め、申立期間①のうち、23 年 10 月 1 日から 24 年 9 月 16 日までの期間については、申立人は、A 社の保管する「陸海軍服役令ニ依ル現役入營及動員令ニ依ル應召職員待遇規程」から在籍期間中の保険料の控除が認められること、及び同社の保管する退職金支給簿から申立人の退職日が同年 9 月 15 日と確認できること、また、申立期間②については、同社の保管する従業員名簿から、申立人は、当該期間のうち、26 年 4 月 3 日から同年 12 月 1 日までの期間において、臨時工として勤務していたことは認められるものの、申立人と同様に臨時工として同社に入社し、その後正社員となった複数の者が、臨時工であった期間は被保険者となっていないことなどから、申立期間①のうち、23 年 10 月 1 日から 24 年 9 月 16 日までの期間の年金記録を訂正する必要があるとの当委員会の決定に基づ

き、平成 21 年 8 月 18 日付けで当該期間の年金記録の訂正のあつせんを行うとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間のうち、昭和 24 年 9 月 16 日から 26 年 4 月 1 日までの期間については、A 社の陸海軍服役令ニ依ル現役入營及動員令ニ依ル應召職員待遇規程第 1 条において「職員ニシテ現役入營及應召スル者ハ休職ノ取扱ヲ爲シ除隊後ハ復職セシム」と記載されていることから、当該期間は、復職後の正社員として扱われた期間であったと考えられ、また、同年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間においては、臨時工となっているが、当該期間も正社員の取扱いをされるべきなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと主張している。

しかし、申立人は、申立期間のうち、昭和 24 年 9 月 16 日から 26 年 4 月 1 日までの期間については、B 県の実家に居住し、A 社には勤務していなかったと供述している上、同社の保管する人事記録台帳の職歴欄に、「23/10～26/3、C 店自営、D 市」と記載されていることが確認できることから、申立人は、当該期間において同社に勤務していたとは認められない。

また、申立期間のうち、昭和 26 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、A 社の保管する厚生年金保険被保険者資格取得届から、申立人は、同年 12 月に被保険者資格を取得したことが確認できる上、上記のとおり、申立人は当該期間において臨時工であったことが確認できるところ、複数の同僚について、申立人と同様に臨時工として勤務していた期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 2 月 16 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間に銀行振込で受け取っていた月額給与と比較して、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているB社からA社に宛てた申立人に係る「月分給与明細について」及び給与振込口座に係る預金取引明細表から、申立人の申立期間に係る給与総額は、オンライン記録における標準報酬月額を上回っていたことが認められる。

しかしながら、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書から、同社が申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 26 万円として届け出たことが確認でき、当該標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、A社は、「資格取得確認および標準報酬決定通知書のとおり届け出ており、標準報酬月額の 26 万円に見合う厚生年金保険料を控除し、保険料を納付した。」と回答している。

さらに、平成 11 年度において、A社の厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚 22 名のうち 14 名は、同社での資格取得時の標準報酬月額が申立人と同じ 26 万円となっており、30 万円の者が 4 名、20 万円の者が 2 名、20 万円未満の者が 2 名であり、申立人の標準報酬月額だけが低額であるとは言えない。

このほか、A社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が

分かる賃金台帳等の関係資料を保管していないとしており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 2 月から 13 年 1 月まで

私は、平成 9 年 3 月から 14 年 3 月まで A 社に勤務していた。しかし、B 国に駐在していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険標準報酬月額が、給与総額より著しく低額になっている上、控除されている厚生年金保険料も異なっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 11 年 2 月から 12 年 9 月までは 41 万円、同年 10 月から 13 年 1 月までは 38 万円と記録されていたところ、同年 3 月 2 日に、11 年 2 月から同年 12 月までは 22 万円、12 年 1 月から同年 6 月までは 19 万円、同年 7 月から 13 年 1 月までは 22 万円に遡って訂正されている。

このことについて、A 社は、「B 国駐在であった申立人の海外任地給与は、当社から出向先である海外現地法人に支払っていた。当初、申立人には直接支払っていなかった海外任地給与を国内給与と合算して厚生年金保険標準報酬月額の算定の基礎となる報酬月額として届け出ていたところ、海外任地給与は算定の対象外であることが判明したことから、申立期間に係る標準報酬月額の訂正を行った。」と回答している。

また、当時、A 社が保管する厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 11 年 2 月から同年 12 月までは 22 万円に、12 年 1 月から同年 6 月までは 19 万円に、同年 7 月から 13 年 1 月までは 22 万円に訂正されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社が保管する賃金台帳から、申立人が、申立期間において、当該訂正処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるものの、当該賃金台帳及び稟議書^{りん}から、申立人の訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を超える保険料は、平成13年4月給与において申立人に返金されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 24 日から 40 年 6 月 21 日まで
② 昭和 40 年 7 月 1 日から 42 年 3 月 26 日まで
③ 昭和 42 年 5 月 8 日から同年 6 月 8 日まで
④ 昭和 42 年 6 月 9 日から 44 年 5 月 1 日まで
⑤ 昭和 44 年 4 月 28 日から同年 9 月 17 日まで

A 社（現在は、B 社）を退職後の昭和 45 年 2 月 19 日に脱退手当金が支給された記録になっているが、受け取った記憶は無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 45 年 2 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。